

## **[事案 27-268] がん入院給付金支払請求**

・平成 28 年 4 月 28 日 和解成立

### **<事案の概要>**

がんの治療を直接の目的とする入院ではないことを理由に、がん入院給付金が全期間支払対象外と判断されたことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 21 年 12 月に契約した医療保険について、以下の理由により、がん入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 「多発性骨髄腫」により平成 27 年 4 月から 6 月まで入院し、給付金を請求したところ、がんの治療を直接の目的とする入院ではないとして、がん入院給付金が全期間支払対象外とされたが、がんの治療を直接の目的とした入院である。
- (2) 看護記録およびカルテにも、がんの治療を行ったことが明記されており、医師からも麻薬指定のある薬が処方されている。

### **<保険会社の主張>**

入院中ががんの治療は行われておらず、「がんの治療を直接の目的とする入院」にも該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、本契約時の事情を考慮した和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。